

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 18 日現在

機関番号：30107

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730004

研究課題名(和文) 熟議民主主義における「コミュニケーション」の正当性と正統性

研究課題名(英文) Rightness and Legitimacy of "Communication" in Deliberative Democracy

研究代表者

菅原 寧格 (SUGAWARA, Yasunori)

北海学園大学・法学部・准教授

研究者番号：20431299

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、コミュニケーションに着目し、熟議民主主義が正当性と正統性を獲得し得る条件を探った。そこで得られた成果は概ね次の三点である。

まず、現代の討議倫理学やコミュニケーション理論の先駆けであるハーバーマスの思想の基盤として、ウェーバーとヤスパースからアレントへ至る思想系譜が確認された。その結果、「コミュニケーション」の概念は、従来の古典的な「哲学」理解を超えた、「哲学すること」という思想地平で開かれてくることが明らかになった。従って、正当性と正統性を備えた熟議の成立条件は、個々の「哲学すること」を踏まえた人間の複数性において構想される「コミュニケーション」に依拠することが示された。

研究成果の概要(英文)：In this study, I paid my attention to the conception of communication and investigated the condition that deliberative democracy could get rightness and legitimacy. The main work is divided in three parts as follow.

First, based on the theory of Habermas who is a pioneer of modern discourse ethics and communication theory, I found out the thought genealogy among Weber, Jaspers and Arendt. Second, I argue that the conception of communication have attributed to the new theory approach as "philosophizing", which is differed from understanding to conventional classic "philosophy". Third, according to such perspectives, the condition building legitimacy and rightness in deliberation can be constructed under the "communication" which emphasize on human plurality with the behavior of individual "philosophizing".

研究分野：基礎法学

キーワード：法哲学 法思想史 コミュニケーション ウェーバー ヤスパース アレント ハーバーマス 熟議民主主義

1. 研究開始当初の背景

民主的法治国家における公的決定の正当性と正統性に関わる有力な議論の一つとして、熟議民主主義(Deliberative Democracy)の実践動向とそれをめぐる研究が挙げられる。本研究を開始しようとした当初、民主的決定過程において熟議が占める役割と位置づけに対する国内外の注目と高まりが、その背景にあった。

だが、熟議を支える正当なコミュニケーションがどのようなものであるのか、そしてなぜそこに正統性があるといえるのかといった事柄について、法思想史の研究成果を視野に収めた法哲学的見地に基づく研究は、殆どなされていない状況に置かれていたと思われる。

ただ、一方で多元的な価値を承認しコミュニケーションの多様な展開を促進しつつも、他方で民主的正統性と法的正当性の確保を考慮した上でコミュニケーションを統御しようとするならば、当該コミュニケーションの妥当性を問う基礎研究が不可欠であると考へた。

そこで、現在の熟議民主主義をめぐる議論に対して、その先鞭をつけたハーバーマスの主張とその思想背景に着目することで、「コミュニケーション」の概念を規範的に再構成し、その法哲学的意義を確認することを企図したのが、本研究を開始しようとした際の問題関心であった。

2. 研究の目的

本研究では、熟議民主主義論に先鞭をつけたハーバーマスの議論とその思想背景を吟味した上で、規範的な「コミュニケーション」論として再構成し、その法哲学的意義を探ることを目的とした。

そもそもハーバーマスは、どのような思想をベースにしながら、みずからの「コミュニケーション的行為の理論」研究の着想を得ることに成功したのだろうか。また、本研究を通じて「コミュニケーション」が再構成された場合、それは、熟議民主主義論との関係において、いかなる理論的意義を持つことになるのだろうか。

このような問題関心から、本研究では具体的に次の(1)から(3)のような項目を立てることで、研究全体の目的達成を目指すことにした。

(1) ハーバーマスの議論とその思想背景については、アレントやヤスパース、ウェーバーの思想関係から探ることで、その内実を確認する。

(2) 現代民主主義における熟議として、「コミュニケーション」が有する意義を思

想史的観点から再構成する。

(3) 「コミュニケーション」が持つ射程について、その普遍化可能性と波及効果を確認する。

その上で、本研究は、既存の議論から「コミュニケーション」の概念を規範的に再構成し、熟議民主主義プロセスにおいて「コミュニケーション」が持つべき正当性と正統性に関わる研究を行うことにした。

3. 研究の方法

「2. 研究の目的」の箇所で示した(1)から(3)の項目を中心に、基本的には以下のような方法にしたがいながらも、本研究では法思想史の視点を重視しその成果を取り入れる形で検討を進めていくことにした。

上記(1)について：

ハーバーマスのコミュニケーション理論を再検討し、それがウェーバーとヤスパースからアレントへと至る思想の系譜上に位置づけられるとの見通しを立てた上で、それぞれの文献に即した検証を進めていくことにした。

その際には、これまでの研究成果であるヤスパースのコミュニケーションがウェーバーの議論の延長線上で発展したものであることを踏まえ、両者の思想がアレントへとどのように継承され、更にはハーバーマスのコミュニケーション理論の重要な契機になっているのかという思想史的關係を重点的に探ることにした。

上記(2)について：

(1)についての検討から確認されたように、ウェーバーとヤスパースからアレントを経て、ハーバーマスへと至るコミュニケーション思想の系譜を念頭に置きつつも、ここでは、コミュニケーション論の思想史的意義、哲学史の視点からみるとどのように再定位し得るかという点に着目し、この点についての検討を重点的に行うことにした。

このような方法に拠るのは、そうすることで、本研究のような思想史的観点からのコミュニケーション研究が、法哲学的研究として有する特色と課題が明らかになると考えたからであるが、どのような観点から「コミュニケーション」の概念を規範的に再構成し得るかを見定め、一般的に提示し得るかどうかを吟味するためでもあった。

また、本研究を進めていく期間全体の折り返し点にあたるところで、ドイツ・フライブルク大学の国家学・法哲学研究所へ赴き、そこを拠点としながら、国内では入手が困難な法思想史関連文献の収集・複写に努めることにした。

上記(3)について:

具体的な事例研究が可能である場合には、それを通じて実践的な「熟議」の在り方を探るとともに、熟議民主主義を規定する「コミュニケーション」の正当性や正統性が問題となる局面についての総合的考察を行い、「コミュニケーション」が有する法哲学的意義を確認することにした。

とりわけ、思想史の成果を踏まえた上で再構成された本研究の「コミュニケーション」が、当該社会という歴史的・文化的文脈の制約を受けるなかで、どのように機能し得るものなのかという関心からその意義を確認することに努めるとともに、そうした制約下における実践としての「コミュニケーション」を担う主体としては、それがいかなるものとして考えられるのかという点についての検討を行った。

なお、これら(1)から(3)についての研究は、年10回程度開催される北大法理論研究会や、札幌近隣の若手研究者と大学院生を主体として定期的で開催される古典読書会をベースキャンプとして進められるが、その他、夏季に開催される法理学研究会・東京法哲学研究会合同合宿や、日本法哲学学会・東アジア法哲学学会にも精力的に参加し、研究交流の機会を利用して報告や意見交換を行うこととした。

4. 研究成果

おおむね順調に研究を進め、当初に期待された成果を得られたと考えている。本研究で、具体的に得られた知見については、以下の通りである。

上記(1)について:

アレントにおける「コミュニケーションの権力」に対するハーバーマスの理解に着目することによって、それがどのように『コミュニケーション的行為の理論』へと結実していくことになったのかという問題を析出することができた。

より具体的には、第一に、コミュニケーションに関わる議論を展開した各思想家における「政治的なもの」の概念に着目し、第二に、「政治的なもの」という概念を軸にコミュニケーションの思想を再び辿ることによって、第三に、ウェーバー ヤスパーズ アレント ハーバーマスへ至る思想の道すじを整理し得たと考えられる。

これらの成果は、従来の研究、特にアレントやヤスパーズに対する個々の思想研究という観点から見ると、その源流として明確にウェーバーを据えた上で進められた価値思考の研究によるものである点に特長がある。しかも、それらの思想の延長線上には、ハー

バーマスの理論が控えていて、これに接続される見通しが示唆された点も含めて考えると、これまでにはみられない、非常に意義のある研究になったと思われる(下記「5. 主な発表論文等」〔図書〕)。

上記(2)について:

ウェーバー ヤスパーズ アレント ハーバーマスへ至る思想系譜の吟味を通じて、特にヤスパーズを中軸としてこれらコミュニケーション論を見直すことによって、「コミュニケーション」という概念が規範的に再構成し得ることを確かめることができた。

そこで、これらの成果を整理した上で、2014年8月に韓国・韓国外国語大学にて開催された第9回東アジア法哲学学会において、特別ワークショップ「法の支配」・「熟議」・「コミュニケーション」 正当性(rightness)と正統性(legitimacy)を組織し、報告を行った(下記「5. 主な発表論文等」〔学会発表〕)。

このことが示すのは、第一に、ヤスパーズが「哲学」を「哲学すること」として捉え返し、その核心部に「コミュニケーション」を位置づけたこと、第二に、そうすることによって、伝統的な哲学史において当然視されていた観照的な意味での「哲学」は、極めて実践的意義を有する「哲学すること」へと転回させられていたことである。なお、この成果は、その後、加筆修正を加えた上で、公表することができた(下記「5. 主な発表論文等」〔図書〕)。

また、このように「哲学」を「哲学すること」へと「転回」するという意味で、研究対象の認識枠組に関わるパラダイムを問い返しつつも転換していこうとする研究として、ウィットフォークルの政治思想を十二分に踏まえた上で中国革命を素材として論じられた近時の注目すべき研究を取り上げ、法哲学的見地からの検討を加えた上で(下記「5. 主な発表論文等」〔雑誌論文〕) 本研究が有するパースペクティブについての確認を行うよう努めた。

上記(3)について:

具体的な事例としては、2014年3月から4月にかけて台湾で起きた、学生たちによる立法院占拠事件に着目することとし、以下の成果を得ることができた。第一に、「コミュニケーション」と呼び得る対話としての「熟議」を重視することが民主主義体制の下では重視されるべきであること。第二に、民主的決定に際しては立法過程の手続的正当性のみならず、民主的正統性を確認しつつ立法活動は進められるべきことが重要な課題になる、ということ。(下記「5. 主な発表論文等」〔雑誌論文〕)。

これらの成果の一部については、2014年6月に、台湾・国立勤益科技大学において開催された特別セミナーの際に講演という形でその輪郭を発表し（講演テーマ「台湾ひまわり学運」における民主主義と法の支配の相剋）、当事者である台湾の学生や研究者と意見交換を行う機会を得た（下記「5. 主な発表論文等」〔その他〕招待講演）。

また、そのような「コミュニケーション」を担う主体に着目した研究として、2014年11月に、中国・浙江大学光華法学院における特別セミナーの際に講演という形で発表した（講演テーマ「ヤスパースにおける「哲学する」主体の「政治的」性格」、下記「5. 主な発表論文等」〔その他〕招待講演）、日本や台湾とは異なる政治体制である中国の学生や研究者とも意見交換を行った。

台湾と中国での講演とその後の意見交換を行ったことによって、本研究が扱うテーマが東アジアにおいて行われることの意義が確認されるとともに、政治体制や法価値に対する評価が必ずしも共有されない環境下にある中国のような状況においても、一定の普遍性と波及効果を持ち得ることが確認されたと考えられる。

そして、本研究期間の最終段階では、「コミュニケーション」を担う主体が抱え込まざるを得ない難点についての検討も行い、2015年1月には、法理学研究会で報告する機会を得た（下記「5. 主な発表論文等」〔学会発表〕）。また、その際に交わされた、法哲学・法思想史・倫理学・政治思想史を専攻する研究者との意見交換を踏まえた上で、報告原稿を加筆修正し公表した（下記「5. 主な発表論文等」〔図書〕）。

この成果は、本研究を行うことによって明らかになった、新たな課題、すなわち、規範的に再構成された「コミュニケーション」が「熟議」として十分に展開されるためには、いかなる問題が伏在しているのかという問題に関わっている。そのため、この成果には、本研究の到達点を確認し、今後も本研究が継続的に発展していく際の出発点に相当するものであるという一面もある。

その他、所属機関である北海学園大学法学部が定期的で開催している「法学部カフェ」の場においても、本研究によって得られた知見を随時参照・活用することによって、一般市民をはじめ広く社会に向けて研究成果を還元するよう努めた（下記「5. 主な発表論文等」〔その他〕北海学園大学法学部カフェ）。

しかも、このような「法学部カフェ」の試みは、市民に公開された討論型の講演会というスタイルを取ることから、「熟議」としての「コミュニケーション」の原型を探る際の

重要な実践的な機会にもなり得た。それゆえ、こうした試みは、理論研究としての本研究を、実践との関係から反省的に見つめ直す際の、好個の機会になったと思われる。

以上より、本研究に対しては、熟議民主主義を展望する際に今後いかなるコミュニケーション論が展開可能なのかという点で基礎的な位置づけが与えられるとともに、妥当性を備えた実効性のある「コミュニケーション」とはいかなるものであり得るかを示したものと、一定の意義を有するものであったと考える。

また、法思想史の研究成果を踏まえた上で展開される現代法哲学研究というものが持ち得る可能性を示したという点でも、本研究は、一定の成果を獲得し得ていることから、当初の目的をおおむね達成し得たのではないかと考えている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

菅原 寧格、鄭明政・訳、「台湾太陽花學運中の民主主義與法支配間的相剋」、『勤益法政論集』、創刊号、2015年、査読有、p.183-194

菅原 寧格、鄭明政「講演 台湾における民主主義と憲法」講演解説、50巻3-4合併号、2015年、p.148-145

<http://hokuga.hgu.jp/dspace/handle/123456789/2749>

菅原 寧格、「台湾ひまわり学運」における民主主義と法の支配の相剋、『北海学園大学法学研究』、50巻2号、2014年、p.1-22

<http://hokuga.hgu.jp/dspace/handle/123456789/2672>

菅原 寧格、「石井知章『中国革命論のパラダイム転換 K・A・ウィットフォードの「アジア的復古」をめぐる』」、『社会体制と法』、2014年、p.56-66

〔学会発表〕（計2件）

菅原 寧格、「ヤスパースの「コミュニケーション」における「人格」の課題」、法理学研究会、2015年1月24日、同志社大学（京都府・京都市）

菅原 寧格、「法の支配」・「熟議」・「コミュニケーション」の正当性（rightness）と正統性（legitimacy）に関する一試論、第9回東アジア法哲学会、2014年8月21日、韓国外国語大学（ソウル特別市・韓国）

〔図書〕(計3件)

菅原 寧格、「ヤスパースの「コミュニケーション」における「人格」の課題-覚書」、
北海学園大学法学部・編『北海学園大学
法学部50周年記念論文集 次世代への挑
戦 - 法学部半世紀の伝統を糧に - 』、株式
会社アイワード、2015年、p.555-582

菅原 寧格、「ヤスパースにおける「哲学
すること」の法哲学的含意」、大野達司・
編、『社会と主権』、法政大学出版局、2014
年、p.109-138

菅原 寧格、「アレントの「政治理論」に
おける脱「哲学」的志向と「政治哲学」
的性格」、竹下賢/長谷川晃/酒匂一郎/河
見誠・編『法の理論31 《公共性と法》』、
成文堂、2012年、p.177-207

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕(計4件)

招待講演:

菅原 寧格、「ヤスパースにおける「哲学
する」主体の「政治的」性格」、中国・浙
江大学光華法学院特別セミナー、2014年
11月20日、中国・浙江大学光華法学院(杭
州市・中国)

菅原 寧格、「台湾ひまわり学運」にお
ける民主主義と法の支配の相剋」、台
湾・国立勤益科技大学教養教育学部特別
セミナー、2014年6月9日、台湾国立勤
益科技大学(台中市・台湾)

北海学園大学法学部カフェ:

菅原 寧格、「第31回法学部カフェ」の
「進行」(落合研一「先住民族の暮らしと
権利 北海道政治・行政の原点を辿っ
て」)、2014年10月22日、北海学園大学
(北海道・札幌市)

<http://law.hgu.jp/program/cafe>

菅原 寧格、「第28回法学部カフェ」の
「聞き手」(鄭明政「台湾における民主
主義と憲法」)、2014年7月28日、北海学園
大学(北海道・札幌市)

<http://law.hgu.jp/program/cafe>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

菅原 寧格 (SUGAWARA, Yasunori)

北海学園大学法学部・准教授

研究者番号: 20431299

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし